

化学会会員倫理

Makoto IMANARI **今成 真** 三菱化学株式会社顧問



はじめに

最近も科学・技術の倫理に関する事件が多い。アカデミア関連では、ソウル大学の胚性幹細胞研究事件、東京大学のRNA論文事件が報道されている。企業関係でも最近のマンション耐震強度偽装事件、少し古くは、三菱自動車・三菱ふそうバス・トラックのリコール隠し事件、三井物産のディーゼル車排ガス浄化装置データ捏造事件等、枚挙に暇がない。特に東京大学のRNA論文に関する事件は、いまだ真相究明中であるが、日本化学会にも関係する事件として、本誌4月号に会長メッセージ「日本化学会の会員に倫理の重要性を訴える」が発表されている。

科学技術関係の倫理の対象は科学者、研究教育機関、研究資金提供機関、学会、技術者、企業、国等多岐にわたるが、日本化学会に關係する倫理の対象は大きく分けて科学者倫理、大学を含む研究・教育機関の倫理、技術者倫理、企業倫理の四つに分類できる。日本化学会の会員は平成18年2月現在で総員33,412、うち正会員25,093（うち企業所属8,673、大学関係者11,415、公立研究機関1,843、その他2,587、不明165）、学生会員5,116、教育会員1,993、名誉会員74、法人正会員577、公共会員599であり、それぞれの立場に応じて倫理を考える必要がある。

恵泉女学園大学教授、古谷圭一氏は、平成17年の日本化学会春季年会シンポジウム「科学者・技術者の倫理と社会的責任を考える」の基調講演で次のように述べている。「科学者・技術者の倫理というときに注意しなくてはならないのは、科学者の考える倫理と技術者の考える内容が違うということである。科学の目的は真理の探求であり、真理に反する行為に対しての責任が第一に問われる。一方、技術の目的は効用の探求であり、現実社会との接点においてその効用の倫理が問われることとなる」。

科学者倫理

日本学術会議は科学者の倫理に関して平成15年に「科学における不正行為とその防止について」、平成17年に「科学におけるミスコンダクトの現状と対策」（科学者コミュニティの自律に向けて）という外部報告をした。その報告の概要は本誌第57巻第2号に御園生東大名誉教授によって報告されている。「ミスコンダクト」とは「不正行為」とほぼ同義で、科学における不正行為は、捏造（Fabrication；存在しないデータの作成）、改ざん（Falsification；データの変造、偽造）、盗用（Plagiarism；他人のアイデアやデータを適切な引用なしに使用）（FFP）が主であるが、このほか、不適切な著者の選択、引用不備・不正等がある。技術者を含む科学者コミュニティという機能集団が持つ社会に対する責任（自律性）は極めて重要であるが、学会レベルでも、現在、日本におけるこの対策は遅れており、早急に対策を図る必要があると強調している。

科学者の倫理に関してテネシー大学教授のJ. Kovacsがその著書、「科学者の倫理」（井上祥平訳、化学同人）の中で次のように述べている。「我々が科学者として未だ十分に学んでいない分野について知りたいと思った場合、身につけたつもりの知識も、それが形成された詳しい議論をたどることは困難である。我々が多くの事柄を本当だと信じているのは、それらを報告した科学者が適切な実験や理論計算をし、正しく解釈したと信頼しているからに過ぎない。したがって我々の知識は他の科学者の道徳的性質に依存している。すべての科学者は我々の知識が他の科学者の誠実さに強く依存していることを暗黙のうちに了解している」。科学者の責任はそれだけ重く、FFPを戒める基礎と言える。

大学を含む研究・教育機関の倫理

上記の日本学術会議の報告によれば、倫理綱領、行動規範を有している学会は、調査に回答した約840の

学会のうち約13%程度であり、学会レベルでもこの問題に関する対応の遅れが指摘されている。日本学術会議は今年4月に「行動規範」(案)を発表する予定であり、各学会が早急に倫理綱領、行動規範を制定するよう促すとしているが、大学を含む研究・教育機関でもこの対策が遅れていると聞いている。独立法人化された現在、以前にも増して、各研究・教育機関の組織的な取り組み、具体的な倫理綱領、行動規範、運用細則等の制定とその普及が必要である。

技術者倫理

技術者倫理に関しては、日本化学会も参加している技術倫理協議会において活発な活動が行われている。技術者はその成果が直接社会に影響するので、その責任は極めて重大である。これに関して平成18年2月9日の日本経済新聞朝刊の「大磯小磯」欄に載った六本木族氏によるヒポクラテスの誓詞と、これに基づく主張を引用する。「ヒポクラテスの誓詞にいわく、第一に、プロフェッショナルは高度な専門技術を有していなければならない。第二に、専門技術を適用するに当たって、厳格な倫理感を有していなければならない。第三に、すべての能力は顧客の利益のために捧げねばならない。要するに医師であれば、患者のために尽くすのが責務であり、病院のために働くのではない。そのために、常に最高の技術を学ぶ努力を怠らず、一方で患者の秘密を遵守しなければならない。つまりプロフェッショナルの忠誠の対象は顧客であり、会社ではない。まして会社の利益を優先して、顧客を裏切るとは断じてあり得ないことである。また、法を遵守することは最低限の倫理であり、個人の良心に基づいて、誠実に職務を遂行しなければならない。専門技術を悪用することなどは、信頼の上にもみ成立するプロフェッショナルの概念を根本から破壊するものである」。ここで言うプロフェッショナルとは言い換えれば本稿での技術者である。技術の悪用に関しては、オーム真理教事件や、麻薬、生物化学兵器などの問題があり、このあたりになると倫理というより犯罪である。

企業倫理

企業倫理に関して、経団連より「企業行動憲章」及び「企業行動憲章実行の手引き」が発表されている。2005年9月には「企業倫理徹底のお願い」が経団連

会長から発表され、「コンプライアンス体制の整備と見直し」、「コンプライアンスの浸透と徹底」、「不祥事が起きた場合の対応」についての指針が出され、企業トップのこの問題への真摯な取り組みが要請されており、各社もこれに応じたコンプライアンス規定、推進体制等の整備がなされている。さらに、最近ではコンプライアンスを包含する広い概念で、企業の社会への貢献も含めた「企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)」の取り組みがなされるようになってきており、それなりの成果を挙げていると考えられるが、耐震偽装事件など、まだまだこの種の事件に終わりはない。倫理は企業存続の基本であるばかりでなく、企業に属する技術者にとっても、企業トップの影響力は極めて強く、改めて企業トップに対し、倫理に関する真摯な姿勢の重要性を訴える次第である。

おわりに

日本化学会ではこうした状況も踏まえ、平成12年に「日本化学会会員行動規範」、平成17年に「行動の指針」を制定、さらに平成18年1月には「会員の不正行為の調査・審理に関する細則」を制定している。当該「行動の指針」には、企業の被用者及び経営者の行動指針、科学者の行動指針も述べられている。

日本化学会会長メッセージにあるとおり、科学者、研究・教育機関、技術者、法人企業を含む日本化学会会員各位には、科学・技術、組織機関、企業の存立の根本は良心と信頼にあることに改めて思いを致し、各個人それぞれの仕事に倫理意識を持って真摯に取り組むことを切望するとともに、それぞれの組織・機関、企業での倫理に関する具体的な対策の制定と普及を切望する。

©2006 The Chemical Society of Japan

ここに載せた論説は、日本化学会の論説委員の執筆によるもので、文責は、基本的には執筆者にあります。当会では、この内容が会を代表する重要な意見の一つとして認め掲載するものです。読者からのご意見・ご感想をお寄せ下さい。
E-mail: ronsetsu@chemistry.or.jp

3月号論説「産業界からの大学(院)教育への要望と期待」についての読者からのご意見・ご感想は6月号に掲載予定です。